

飯塚市キャッシュレス決済推進事業費補助金交付要綱

令和3年8月16日

飯塚市告示第251号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策としてキャッシュレス決済を導入する市内事業者を支援することを目的として、予算の範囲内で飯塚市キャッシュレス決済推進事業費補助金(以下「キャッシュレス補助金」という。)を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) キャッシュレス決済 クレジットカード、デビットカード、電子マネー及びQRコード決済等の一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、飯塚市内に事業所を有するものをいう。

(対象者)

第3条 キャッシュレス補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で現に事業を営む中小企業者
 - (2) 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)のうち小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業の業種に該当し、来客型の施設又は店舗で事業を営むもの
 - (3) 令和3年4月1日以降に初めてキャッシュレス決済を導入したもの
 - (4) 補助金に係る施設又は店舗において、キャッシュレス決済を継続的に使用する意思があるもの
- 2 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、キャッシュレス補助金の交付の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経

過しない者が役員等となっているもの

(3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任しているもの

イ 暴力団員が実質的に運営しているもの

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているもの

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結しているもの

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているもの

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているもの

(補助対象経費)

第4条 キャッシュレス補助金の交付の対象となる経費は、別表に定めるとおりとし、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に要した費用とする。

(キャッシュレス補助金の額)

第5条 キャッシュレス補助金の額は、前条の対象経費に相当する額(当該費用に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、5万円を上限とする。ただし、1事業者につき1回限りとする。

(補助金の申請)

第6条 キャッシュレス補助金の交付を受けようとする者は、キャッシュレス決済推進事業費補助金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の明細、支払済を証明する書類及び決裁端末等の写真

(2) キャッシュレス決済を導入したことを証明する書類

(3) 振込口座の通帳の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請期間)

第7条 キャッシュレス補助金の申請期間は、令和3年9月1日から令和4年2月28日までとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、キャッシュレス補助金の申請があったときは、交付の可否を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書により通知するものとする。

(キャッシュレス補助金の返還等)

第9条 キャッシュレス補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該

当するときは、キャッシュレス補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付したキャッシュレス補助金があるときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為があったとき。
- (2) その他規則及びこの告示に違反したとき。

(補則)

第10条 キャッシュレス補助金の申請等に必要な様式は、市長が別に定める。

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年9月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	<p>キャッシュレス決済の導入に要する経費のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)備品購入費</p> <ul style="list-style-type: none">・決済端末(キャッシュレス決済に必要な読み取り、決済処理、精算処理、入出金管理等で使用する機器又はシステム)・その他、決済端末の付属・関連機器 <p>(2)工事費</p> <ul style="list-style-type: none">・インターネット接続工事費等
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none">・国又は県の補助を受けるもの・リース料及びレンタル料・割賦支払によるもの・キャッシュレス決済導入に伴う登録料、基本使用料、保守経費、運営経費に要する経費、支払いに係る振込手数料等・1つの決済端末につき、同一の機能を有すると認められる機器等が複数台ある場合、その2台目以降の備品購入費